

# 国際会議等 MICE 主催者向けガイドライン等作成事業 委託業務仕様書

## 1 事業の目的

新型コロナウイルスの影響により変わりつつある国際会議等 MICE について、感染症対策の徹底やオンライン会議の併用などを実践した、ウィズコロナの時代におけるモデルとなる会議の支援や、国内外の優良事例の調査を通じて、主催者向けのガイドラインおよび実践事例集を作成し、今後、本県で MICE を開催する主催者、さらに会場となる県内会議施設管理者を支援する。

さらに、作成したガイドラインは誘致・開催支援活動で活用するとともに、県公式サイトで公開する。

## 2 委託内容

国際会議等 MICE 主催者向けのガイドラインおよび実践事例集の作成（作成に必要な取材・調査の実施を含む）

## 3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

## 4 業務内容

- ・国際会議等 MICE 主催者向けのガイドラインおよび実践事例集の作成
- ・作成に必要な取材・調査の実施

### (1) ガイドラインの内容作成

ア 新型コロナウイルスの影響をふまえ、国際会議等 MICE の開催にあたって主催者が行う感染症対策に関するガイドラインを作成すること。

イ ガイドラインの作成にあたっては、三重県内で開催される感染症対策を徹底した国際会議を取材し、その事例を内容に反映すること。

ウ 前項の国際会議については、委託者が受託者に対して具体的に指定する。

エ また、ガイドラインの作成にあたっては、国内外の優良事例を調査し、これらの事例を内容に反映すること。

オ 特に、一般社団法人日本コンgres・コンベンション・ビューロー（JCCB）および一般社団法人日本コンベンション協会（JCMA）が発表している新型コロナウイルスに関する最新のガイドラインの内容をふまえて作成すること。

カ ガイドラインの構成については、概ね次のとおりとする。なお、これら以外の項目についても、事業の目的達成に効果的な項目があれば、提案内容を記載すること。

(ア) MICE 開催の意義

(イ) ガイドライン作成の目的

- (ウ) MICE における感染リスク
- (エ) 会期前の対策
- (オ) 会期中の対策
- (カ) 会期後の対策
- (キ) 三重県内における物品の調達
- (ク) 三重県内の関係機関連絡先

## (2) 実践事例集の内容作成

- ア 新型コロナウイルスの影響をふまえ、国際会議等 MICE の開催にあたって、感染症対策やオンライン会議の併用について、主催者が参考となる実践事例集を作成すること。
- イ 実践事例集の作成にあたっては、三重県内で開催される感染症対策を徹底し、オンライン会議を併用する国際会議を取材し、その事例を内容に反映すること。
- ウ 前項の国際会議については、委託者が受託者に対して具体的に指定する。
- エ また、実践事例集の作成にあたっては、国内外の優良事例を調査し、これらの事例を内容に反映すること。
- オ 特に、新型コロナウイルス感染症対策として、三重県の「安心みえる LINE」の活用も内容に反映すること。
- カ 実践事例集の構成については、概ね次のとおりとする。なお、これら以外の項目についても、事業の目的達成に効果的な項目があれば、提案内容を記載すること。

### (ア) 感染症対策にかかる実践事例

- ・ 会期前の対策
- ・ 会期中の対策
- ・ 会期後の対策

### (イ) オンライン会議併用にかかる実践事例

- ・ 併用にかかる役割分担
- ・ 会期前の取組
- ・ 会期中の取組
- ・ 会期後の取組

## (3) 「ガイドラインおよび事例集」の冊子および概要版の作成

前々項(1)および前項(2)により作成した内容を、冊子および概要版として MICE 主催者が使いやすいように構成・編集し、印刷のうえ納品すること。なお、冊子および概要版のタイトルは、委託者と協議のうえ決定すること。

### ア 冊子の作成

- ・ A4 サイズ、カラー両面印刷、表紙・裏表紙等を除き 60 ページ程度とする。
- ・ 300 部印刷すること。
- ・ 校正回数は 2 回程度とし、初校は受託者が行うこと。

- ・文字校正の段階で内容の修正や図表の変更を依頼することがある。
- ・冊子の製本と加工については、委託者と協議のうえ、決定すること。

#### イ 概要版の作成

- ・A4サイズ、カラー両面印刷、12ページ程度とする。
- ・日本語版と英語版の2種類を作成すること。
- ・日本語版300部、英語版100部を印刷すること。
- ・校正回数は2回程度とし、初校は受託者が行うこと。
- ・文字校正の段階で内容の修正や図表の変更を依頼することがある。
- ・概要版の製本と加工については、委託者と協議のうえ、決定すること。

#### (4) 「ガイドラインおよび事例集」の電子データの提出

前項(3)により作成した冊子および概要版を、電子データで提出すること。

- ・縦位置のA4判のPDFファイルとする。
- ・写真や図表は、印刷したときに内容が判別できるように設定すること。
- ・さまざまな機器で読めるよう、特殊なフォントは使用しないこと。
- ・データを委託者が自由に再利用できるよう、PDFファイルにパスワードは設定しないこと。同様に、印刷や変更、再利用の許可などセキュリティに関する設定を行わないこと。
- ・原則として冊子を一つのファイルとするが、ファイルサイズが大きくなる場合は、1ファイル当たり10MBを目安に適切な箇所で分割すること。
- ・PDFファイルには、いわゆる「しおり」(階層構造の目次)を設定すること。

#### (5) その他の提案

事業全体を通じ、(1)～(4)以外に事業へ追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

#### (6) 経費について

ア ガイドラインおよび実践事例集の作成に係る一切の経費(取材費用、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、通信料、印刷製本費、納品にかかる送料、各種データ費用等)は、すべて当初の契約金額に含むこと。

イ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。

ウ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

### 5 納品物、納期、納品場所

下記のとおり令和3年3月26日(金)までに納品すること。電子データの提出にあたっては、DVD、HDD等の記録媒体にて納品することとする。

#### (1) 納品物

- ・印刷した「ガイドラインおよび実践事例集」の冊子 300部

- ・印刷した「ガイドラインおよび実践事例集」の概要版（日本語） 300 部
- ・印刷した「ガイドラインおよび実践事例集」の概要版（英語） 100 部
- ・以上の印刷物の電子データ 一式
- ・県内で開催された国際会議の取材結果報告書 1 部

## （2）納品場所

- ・三重県 雇用経済部 観光局 海外誘客課

## 6 業務実施上の条件

- （1）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県 雇用経済部 観光局と協議しながら進めるものとする。
- （2）業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。
- （3）その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

## 7 留意事項

- （1）本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属する。
- （2）提案者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- （3）提案者が（2）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 8 契約方法に関する事項

- （1）契約は、三重県 雇用経済部 観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示す。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税等を内書きで記載するものとする。

## 9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによる。

## 11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。